

東北中央自動車道（相馬～米沢）利活用促進に関する懇談会 規 約

（名称）

第1条 この懇談会は、東北中央自動車道（相馬～米沢）利活用促進に関する懇談会（以下、「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、東北中央自動車道の利活用による、地域経済や観光振興の活性化に向けた取組みについて、関係者が一体となって議論するとともに、東北中央自動車道の整備効果を最大限に活かした地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 懇談会は、別表1に掲げる機関並びに職にあるものをもって構成する。
二 構成機関並びに構成員は、必要に応じて会長が変更できる。
三 懇談会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
四 懇談会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

（役員）

第4条 懇談会に次の役員を置く。
（1）会長は、東北地方整備局 福島河川国道事務所長とする。
（2）副会長は、東北地方整備局 磐城国道事務所長、福島県土木部次長とする。

（懇談会）

第5条 懇談会は、必要に応じ会長が召集し、東北中央自動車道における次の事項について共有・議論を行う。
（1） 利活用に関する意見および利活用方法
（2） 整備効果に関する広報
（3） その他、必要な事項に関すること

（事務局）

第6条 懇談会の事務局は、東北地方整備局福島河川国道事務所調査第二課・磐城国道事務所調査課・福島県土木部道路計画課高速道路室に置くものとする。

（雑則）

第7条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

付則 この規約は、令和3年10月19日から施行する。